独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	小林製薬株式会社	コード	4967
提出日	2026/3/13	異動（予定）日	2026/3/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため		

☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	髙橋　昭夫	社外取締役	○															有
2	楠本　美砂	社外取締役	○															有
3	門川　俊明	社外取締役	○															有
4	毛利　正人	社外取締役	○														新任	有
5	片江　善郎	社外取締役	○														新任	有
6	松本　真輔	社外取締役	○														新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	髙橋昭夫氏は、大和証券株式会社、株式会社大和証券グループ本社等で要職を歴任し、2012年から株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長、2015年4月からは株式会社大和インベストメント・マネジメント代表取締役社長を務めるなど、証券業務および上場会社の経営に関する豊富な経験および幅広い見識を有しております。2025年12月期においては、取締役会において経営の視点から有益な発言を行うとともに、人事指名委員会においては委員長として委員会の運営を主導し、客観性・透明性のある指名手続となるよう関与・助言するなど、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。こうした経験と実績ならびに下記※2のaからlまでのいずれの要件にも該当していないことも踏まえ、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
2	該当事項はありません。	楠本美砂氏は、P&Gジャパン合同会社において化粧品、食品、飲料等に関するブランドマネージャーとして経験を積んだ後、個人でマーケティング コンサルタント業を開業し、大手化粧品メーカー、大手製薬会社等のマーケティングアドバイザーとして活躍してきました。2025年12月期においては、取締役会でマーケティングの専門的見地から有益な発言を行うとともに、人事指名委員会および報酬諮問委員会においては、委員として客観性・透明性のある指名・報酬手続となるよう関与・助言するなど、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。こうした経験と実績ならびに下記※2のaからlまでのいずれの要件にも該当していないことも踏まえ、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
3	該当事項はありません。	門川俊明氏は、慶應義塾大学所属の医師および教授として、腎臓内分泌代謝の領域において豊富な治療経験、研究実績および教育実績を有するとともに、同大学医学部の副学部長として組織運営の実績も有しております。2025年12月期においては、取締役会で腎臓内科医としての専門的な見識に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行うとともに、人事指名委員会および報酬諮問委員会においては、委員として客観性・透明性のある指名・報酬手続となるよう関与・助言するなど、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。こうした経験と実績ならびに下記※2のaからlまでのいずれの要件にも該当していないことも踏まえ、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
4	該当事項はありません。	毛利正人氏は、大学教授として財務・会計のみならずリスクマネジメントや内部統制に関する専門的知識を有しています。さらに、事業会社や大手監査法人幹部、外資系コンサルティング会社代表就任等の幅広い実務経験も有しています。また、他社での社外監査役、社外取締役監査等委員としての豊富な経験に基づき、独立の立場から業務執行を監督・監査する役割を果たしてきました。2025年12月期においては、取締役会で専門的な見識に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行うとともに、報酬諮問委員会においては、委員長として委員会の運営を主導し、客観性・透明性のある報酬手続となるよう関与・助言するなど、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。こうした経験と実績ならびに下記※2のaからlまでのいずれの要件にも該当していないことも踏まえ、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
5	該当事項はありません。	片江善郎氏は、株式会社小松製作所において執行役員、常務執行役員を歴任し、特に危機管理やコンプライアンスに関して高い見識と豊富な経験を有しております。2025年12月期においては、取締役会でグローバル企業で培った知見に基づき、有益な提言を行うとともに、報酬諮問委員会およびコーポレートガバナンス委員会においては、委員として客観性・透明性のある決議手続となるよう関与・助言するなど、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。こうした経験と実績ならびに下記※2のaからlまでのいずれの要件にも該当していないことも踏まえ、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
6	該当事項はありません。	松本真輔氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な見識や知識を有しているのみならず、2017年3月よりピートレンド株式会社外監査役に就任し、2023年6月より綜研化学株式会社の社外監査役、2025年11月からはジャパン・ホテル・リート投資法人 監督役員に就任するなど、社外役員としての幅広い経験や知識に基づき、独立の立場から業務執行を監督・監査する役割を果たしてきました。2025年12月期においては、取締役会で企業法務の専門的知見から有益な発言を行うとともに、コーポレートガバナンス委員会においては、委員長として委員会の運営を主導し、客観性・透明性のある決議手続となるよう関与・助言するなど、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。こうした経験と実績ならびに下記※2のaからlまでのいずれの要件にも該当していないことも踏まえ、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

4．補足説明

当社は、独立社外役員（社外取締役および社外監査役）を選任するに際し、社内取締役や経営陣幹部に対してはっきり意見を述べることができるかを最も重視しています。また、以下のいずれにも該当しない者を独立社外役員とする客観的な基準を設けています。

1. 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者
2. 当社グループを主要な取引先とする者（注１）もしくはその業務執行者、または当社グループの主要な取引先（注２）もしくはその業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭等（注３）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
4. 当社グループから多額の寄付（注４）を受けている者またはその業務執行者
5. 当社大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者
6. 当社グループが大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
7. 過去２年間において1から6までに該当していた者
8. 次の（ａ）から（ｃ）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
   （ａ）上記1から7までに掲げる者
   （ｂ）当社またはその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役または会計参与を含む）
   （ｃ）最近において（ｂ）に該当していた者

（注１）当社グループを主要な取引先とする者とは、当社の各対象事業年度における当社グループと当該取引先の間の当該取引に係る総取引額が1事業年度につき1,000万円超または当該事業年度内に終了する当該取引先の連結会計年度における連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者をいう。
（注２）当社グループの主要な取引先とは、当社の各対象事業年度における当社グループの当該取引先に対する当該取引に係る総取引額が1事業年度につき1,000万円超または当社の当該事業年度における連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者をいう。
（注３）多額の金銭等とは、その総額が1事業年度につき、個人の場合は1,000万円超、団体の場合は1,000万円超または連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか高い方の額を超えることをいう。
（注４）多額の寄付とは、その総額が1事業年度につき、個人の場合は500万円超、団体の場合は500万円超または連結売上高もしくは総収入の1%のいずれか高い方の額を超えるものをいう。

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、gおよびhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。